

議案第 2 1 号

令和 2 年度日野町営土地改良事業経費の賦課基準並び
にその徴収時期及び方法について

下表のとおり、日野町営土地改良事業経費の賦課基準並びにその徴
収時期及び方法を定めたいので、日野町営土地改良事業の経費の賦課
徴収に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 4 日提出

日野町長 埴田 淳一

番 号	事業名称及び施行場所	経費の 賦課基準	徴収時期	徴収方法
1	檜原地区水路改修事業 日野町福長	事業費の 15% 相当額	令和 3 年 3 月 3 1 日 限り	町税の徴 収方法に 準拠する
2	小河内地区水路改修事業 日野町小河内	事業費の 20% 相当額	令和 3 年 3 月 3 1 日 限り	町税の徴 収方法に 準拠する
3	本郷地区水路改修事業 日野町本郷	事業費の 20% 相当額	令和 3 年 3 月 3 1 日 限り	町税の徴 収方法に 準拠する

令和2年度 日野町営土地改良事業の概要

(1) 事業名：檜原地区水路改修事業

事業目的：用水路の長寿命化と併せて、排水作業等の維持管理労力の軽減を図り、耕作意欲の低下を防ぐことを目的とする。

補助事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫補助）

負担割合：国55% 県15% 町15% 受益者15%

施行場所：日野町福長

事業費：5,000,000円

施行内容：大型フリューム B500×500敷設
延長L=500m

(2) 事業名：小河内地区水路改修事業

事業目的：用水路からの漏水により、増水時には人家周辺にも影響を及ぼしているため、水路の改修を図ることを目的とする。

補助事業名：しっかり守る農林基盤交付金事業（単県補助）

負担割合：県50% 町30% 受益者20%

施行場所：日野町小河内

事業費：2,000,000円

施行内容：フリューム B350×350敷設
延長L=40m

(3) 事業名：本郷地区水路改修事業

事業目的：湧水の影響により、水路法面の崩落によって水路閉塞が生じる危険性があるため、水路法面の改修を図ることを目的とする。

補助事業名：しっかり守る農林基盤交付金事業（単県補助）

負担割合：県50% 町30% 受益者20%

施行場所：日野町本郷

事業費：2,000,000円

施行内容：水路法面改修 フトン竈工 延長L=30m